

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	4月分の「ドラム缶事前サーベイ・詰め報告書」と「雑固体廃棄物処理作業報告書」の内容照合を行った際、「ドラム缶事前サーベイ・詰め報告書」の測定年月日及び詰め年月日の誤記入が認められたため、当該報告書を改訂及び対応検討	D	
2	1号機	制御棒駆動機構機能検査において、制御棒挿入時間に判定基準外れ（2体）が認められたため、当該制御棒の挿入時間を再調整	D	
3	1号機	可燃性ガス濃度制御（A）系再結合器のガス温度調整器において、セット値変更押しボタンの接触不良が認められたため、当該調整器を点検・修理	D	
4	4号機	原子炉給水ポンプ出口溶存水素記録計において、指示値不良（手分析よりも低め）が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
5	4号機	原子炉隔離時冷却水ポンプ駆動用タービン復水器冷却水入口弁において、シートパスが認められたため、対応検討	C	
6	4号機	所内ボイラ（B）汽胴ガラス水面計パッキン部において、水のリーク（1滴／5秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	所内ボイラ重油噴燃ポンプのベース部において、排油不良が認められたため、対応検討	D	
8	4号機	所内ボイラ軽油供給電磁弁の出入口配管接続フランジ部において、油にじみが認められたため、当該フランジを点検・修理	D	
9	5号機	活性炭ホールドアップ建屋冷水ポンプ点検時、羽根車及びライナリングの間隙値に許容値外れが認められたため、当該羽根車を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで